

令和 7 年 5 月 22 日
気象庁大気海洋部

配信資料に関するお知らせ

～福島県における大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の
暫定基準適用終了について～
（令和 3 年 7 月 9 日付け、令和 5 年 6 月 1 日付け及び令和 6 年 5 月 16 日付け配信資料
に関するお知らせ関連）

大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）
について、「令和 6 年能登半島地震」、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」の
影響を考慮し、一部の市町では、通常基準より引き下げた暫定基準を適用して運用して
いるところです。

今般、河川施設の復旧状況等から、下記の町では、令和 7 年 5 月 29 日 13 時（日本時
間）をもって大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の暫定基準の適用を
終了します。

記

○福島県（平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震）

全ての市町村において、暫定基準の適用を終了します。

大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報の暫定基準の適用を終
了する町

双葉町、大熊町、富岡町

以上

【参考】石川県の洪水警報・洪水注意報の暫定基準の適用状況

石川県については、今回は変更ありません。現在暫定基準を適用しているのは以下
の市町です。

○石川県（令和 6 年能登半島地震）

志賀町、七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町、中能登町、能登町